

北里大学獣医学部進級規程（平成 29 年度入学者対象）

平成 28 年 5 月 18 日制定

平成 28 年 11 月 16 日改正

平成 29 年 12 月 13 日改正

（総則）

第 1 条 この規程は、北里大学獣医学部に在籍する 2 年次以降の学生の進級について必要な事項を定める。

（進級）

第 2 条 当該年次までに配当された全ての必修科目のうち、不合格科目の合計が 3 科目以内の者は進級できる。ただし、不合格の必修科目は再履修しなければならない。

2 1 群必修科目に不合格科目がある者は、3 年次に進級できない。

3 当該年次に配当された必修の実験・実習科目に不合格科目がある者は、進級できない。ただし、獣医学科に在籍する学生については、実習科目を講義科目と同様に扱い、第 1 項に該当する者は、進級できる。

4 生物環境科学科に在籍する学生については、第 1 項に該当する者で卒業の要件である 124 単位のうち、2 群科目及び 3 群科目における各必修科目並びに選択科目の合計が、71 単位以上を修得した者は、4 年次に進級できる。

（共用試験）

第 3 条 獣医学科に在籍する学生は、共用試験（CBT 及び OSCE）を必ず受験しなければならない。

2 4 年次までに配当された必修科目の全単位を修得した者は、共用試験を受験することができる。

3 共用試験に合格した者は参加型臨床実習を履修できる。

（判定）

第 4 条 進級の可否は、教授会において議決する。

（この規程の改廃）

第 5 条 この規程の改廃は、教育委員会の議を経て、教授会において決定する。

附 則

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 29 年度獣医学科学士入学者については、北里大学獣医学部進級規程（平成 28 年度入学者対象）を適用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。